

株式会社富士急百貨店の

ギフトカード・商品券の払戻しについて

既に販売終了しております株式会社富士急百貨店のギフトカード・商品券の利用廃止に伴い、資金決済に関する法律第20条1項に基づき払戻しをいたします。未使用のギフトカード・商品券をお持ちのお客様は、払戻申出期間内に申出頂き、手続きをしていただきますようお願いいたします。

- ①払戻実施者 株式会社富士急百貨店
- ②ギフトカード・商品券の種類
 - ギフトカード（500円券）
 - 商品券（10,000円券・20,000円券・30,000円券・50,000円券）

<ギフトカード>



<商品券>



商品券は左記の

- 10,000円券
(1,000円券10枚綴)の他に
- 20,000円券
(2,000円券10枚綴)
- 30,000円券
(3,000円券10枚綴)
- 50,000円券
(5,000円券10枚綴)がございます。

③払戻申出期間

平成26年8月1日(金)～平成26年10月31日(金) 各日10時～20時まで
※この期間経過後は、本払戻手続きから除斥されますので、ご注意ください。

④払戻申出方法

株式会社富士急百貨店富士吉田店(Q-ST A)1階インフォメーションにお持ちのギフトカード・商品券をご持参ください。お預り証を発行いたします。諸事情によりご来店いただけない場合は、郵送による対応をいたします。(送料は当社負担)下記連絡先にお申し出ください。払戻方法をご案内いたします。

⑤払戻方法(後日全額払)

持込み・郵送共に10月31日に締め切り、11月上旬に銀行振込みいたします。尚、商品券綴りの残りの券につきましても払戻させていただきます。(振込手数料は当社負担)

連絡先 株式会社富士急百貨店 総務部
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田2-5-1
TEL 0555-23-1111